

にかほ市健康づくり人材養成講座(全5回)の参加者を募集

☎ 健康推進課 ☎ 32 - 3000

この講座では、一人ひとりが健康で明るく元気に生活できるように、知って得する健康づくりの知識を学びます。自分と大切な家族・友人の健康のために本講座を活用してみませんか。

◆内容等

- ▷ 下記内容の5回シリーズで実施します。
- ▷ 講師や日程等の詳細については、受講を希望される方に後日ご案内を通知します。
- ▷ 今年度新規に受講する方で、第1～4回の講座を2つ以上参加された方には「しおみスプーン(簡易塩分濃度測定器)」をプレゼントします。

◆対象 市内在住、在勤の方 ◆申込期限 7月13日(月)

※新型コロナウイルス感染症等の流行に伴い、感染拡大防止の措置により講座を中止する場合がありますのでご了承ください。



	内 容	主催・協力等	定員等
第1回	講演会「知って得する健康セミナー」 ～健康の3原則(運動・栄養・休養)のすすめ～	協力 大塚製薬(株)	先着50人
第2回	講義と実技「レッツ! インターバル速歩」	未定	先着20人
第3回	調理実習 「わが家の味つけ、減塩ひと工夫」※1	協力 市食生活改善推進員	18人/1箇所
第4回	講演会「上手にリフレッシュ♪(仮称)」	未定	先着50人
第5回	研修会「わが家の味つけ、しよっぺぐねが?」 ～しおみスプーンの使い方～	市健康推進課	※2

※1 第3回の調理実習は、各保健センター3箇所で行う予定です。

※2 第5回は、今年度新規に受講する方で第1～4回の講座に2つ以上参加された方が対象です。ご注意ください。

仁賀保プール開設

☎ スポーツ振興課 ☎ 33 - 8855

◆開設日

月	火	水	木	金	土	日
7/27	28	29	30	31	8/1	2
○	○	○	○	○	×	×
3	4	5	6	7	8	9
○	○	○	○	○	×	×
10	11	12	13	14	15	16
×	○	○	×	×	×	×
17	18	19	20	21	22	23
○	×	×	×	×	×	×

※小出プール・上郷プール・上浜プールについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今シーズンは開設しないこととしました。

◆開設時間 10:00～16:00(昼休み12:00～13:00)

※利用時間等に以下のとおり制限があります。

- 10:00～12:00 未就学児(保育園児等)の利用(保護者同伴)
- 13:30～16:00 小学生以上(小学1年生～3年生は保護者同伴)

■利用について

- ▷ 自宅等で検温を実施し、体調不良の症状がみられる場合は利用を控えてください
- ▷ 万が一に備え、利用者や保護者の氏名・連絡先を利用者名簿に記入していただきます
- ▷ 小プールは小学3年生以下の利用とします
- ▷ 大プールは小学4年生以上の利用とし、コースロープで遊泳場所を区切ります
- ▷ 保育園や学童の利用について20人前後で1グループ1時間程度の利用にします
- ▷ 更衣室やシャワー室の利用は4人から6人の利用とし混雑を避けます
- ▷ 大プールでは、遊水具(浮き輪、ボールなど)は持ち込み禁止です
- ▷ プール入水者は、全員スイミングキャップ、ゴーグルを着用すること
- ▷ 飲食(水分補給は可)、喫煙は禁止(更衣室内も禁止)

令和2年度「にかほ市敬老式」を中止します

☎ 長寿支援課 ☎ 32 - 3042

市では毎年9月から10月にかけて75歳以上の市民を対象に敬老式を開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大による参加者の健康と安全面を守ることを優先し、今年度の敬老式を中止としました。ご理解のほどよろしくお祈いします。

なお、「にかほ市金婚式」の開催については、今後の「広報にかほ」で随時お知らせします。



「戦没者の遺族に対する特別弔慰金」支給のお知らせ(第十一回特別弔慰金)

☎ 福祉課 ☎ 32 - 3034

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

◆支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
- (4) 上記(1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債(毎年5万円×5回)

◆請求期間 令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください。

◆請求受付・相談窓口

請求には受給対象者によって必要となる書類等が異なり、個別に相談が必要となります。

※にかほ市では前回(第十回)の特別弔慰金請求者で、基準日時点で生存されている市内在住者には、個別に請求案内を送付していますのでご確認ください。

※福祉課、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班の窓口でご相談ください。

◆事前準備

▷ 戦没者の氏名、前回請求者などの情報が分かると相談が早く進みますので、事前にご確認のうえ窓口へお越しください。

▷ 請求に当たり、戸籍関係の書類が必要となります。必要となる書類は請求者によって異なりますが、戸籍関係書類の発行には手数料がかかりますのでご準備ください。

▷ 国庫債券の償還に使用する印鑑を登録していただく必要がありますので印鑑をお持ちください。

福祉医療費受給者証の更新

☎ 市民課 国保年金班 ☎ 32 - 3032

8月1日から使用する福祉医療費受給者証の新規対象者および更新対象者の方へ、6月下旬に交付(更新)申請書を送付しています。今年度の更新は、新型コロナウイルス感染予防のため郵送による申請となりますので、提出期限までに申請書を市民課へ返送してください。申請書類を確認後、7月下旬に受給者証を郵送します。

対象者

▷ 福祉医療費受給者のうち、受給者証の有効期限が「令和2年7月31日まで」となっている方

▷ 8月1日から福祉医療費受給者証の新規該当または、法別番号が変更になる方

提出書類

- ▷ 福祉医療費受給者証交付(更新)申請書
- ▷ 受給者本人の健康保険証(写)

今後の手続き

▷ 申請書提出期限 7月8日(水)

▷ 受給者証発送 7月下旬



令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

☎ 子育て支援課 ☎ 32 - 3040

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

一般受給者の方(公務員以外の方)は申請書の提出は不要です。公務員の受給者の方のみ申請が必要です。公務員の受給者の方は所属庁から申請書が交付されたのち申請書に必要な事項を記載し、所属庁の証明を受けたうえで申請してください。

支給対象児童

令和2年4月の児童手当の対象となる児童および同年3月の児童手当の対象となっている児童で4月から新高校1年生となっている児童

支給額 支給対象児童1人につき10,000円

申請期限 12月28日(月) ※公務員のみ

支給対象者 令和2年4月分の児童手当の受給者
※令和2年4月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。

